

第59回川越市成人式

第59回川越市成人式は、1月14日(祝)に川越運動公園総合体育館で行われます。受け付けの際に記念品を贈呈しますので、11月中旬に送付した案内状を忘れずに持参してください。

当日は、会場周辺の混雑が予想されます。余裕を持ってお越しください。川越駅東口・本川越駅からは、無料送迎バスを運行します。

受付時間…正午～（オープニング演奏＝午後0時30分・式典＝午後1時～）

対象…昭和62年4月2日から同63年4月1日までに生まれた市内在住の皆さん

川越運動公園周辺にお住まいの皆さんへ

成人式当日は、何かとご不便をおかけします。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ…生涯学習課・TEL224-6086



ことしの成人式の様子

●新成人の皆さんをお祝いして、入館・観覧が無料になります！

成人の日の1月14日(祝)、市立博物館・市立美術館・川越まつり会館・川越城本丸御殿・蔵造り資料館は、新成人の方の入館・観覧が無料になります。

問い合わせ

市立博物館・TEL222-5399▶市立美術館・TEL228-8080▶川越まつり会館・TEL225-2727

こうして、分別!! ペットボトルの出し方マナー

資源循環推進課・TEL224-5908



ふたとラベル
を必ず取って



中をさっとゆすいで
つぶしてから



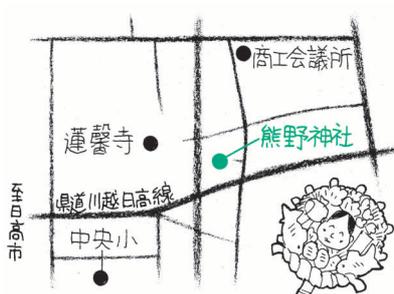
できるかぎり、食器
を洗った残り水など
を利用しましょう



それぞれ分別!



ペットボトルは「かん・ペットボトル」の日に、
キャップとラベルは「その他プラスチック製容
器包装」の日に、収集へ出してください



12月3日の夕方、大正浪漫夢通りを歩いていると、ふだんと違う雰囲気。熊野神社で、酉の市が行われていました。境内に入ると、多くの人でにぎわっています。さまざまな大きさのくま手が並べられ、呼び込みの声が熱を帯びています。買い手が決まると、「商売繁盛！」と威勢のいい声が響き渡り、大人といっしょに子どもたちもうれしそうに手締めをしていました。



老齢年金受給者に 源泉徴収票を送付

社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が、老齢年金（国民年金・厚生年金）を受けている方のものと、一月末までに届くよう送付されます。

所得税、市・県民税の所得控除を受けることができる 「障害者控除対象者認定書」の 申請書を郵送しました

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上（扶養されている方も含む）で身体障害者手帳などを持っていない方に、「障害者控除対象者認定申請書」を郵送しました。

所得税の確定申告および市・県民税の申告の際、この認定書を提出することで、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書が必要な方は、1月4日（金）以降、高齢者いきがい課（本庁舎1階）で申請してください（郵送可）。

対象（次の①②をすべて満たす方）

①介護保険法による第1号被保険者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方を除く）

②要介護1～5に認定されている方

*身体障害者手帳などを持つ方は、確定申告時に提示すれば控除を受けられます。

障害者控除の認定要件

特別障害者控除…要介護4または5に認定された方▶要介護1～3に認定された方のうち、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がB1～C2、または認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がIVからMに該当する方

障害者控除…要介護1～3に認定された方（特別障害者に該当する方は除く）

認定基準日…所得控除を受けようとする年の12月31日現在の要介護認定状況で決定

申請に必要な物

①障害者控除対象者認定申請書②印鑑③介護保険被保険者証
*認定証は申請後に郵送します。

問い合わせ…高齢者いきがい課・TEL224-5809

源泉徴収票に記載されている平成十九年中の支払金額は、介護保険料を天引きする前の金額です。実際の支払額とは異なりますので、ご注意ください。記載されている介護保険料は社会保険料として、源泉徴収税額を算出する際に、控除されています。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告をする際に添付書類として必要です。忘れずにご利用ください。
送られてきた源泉徴収票を紛失した場合には、住所地在管轄する社会保険事務所で再交付できますので、ご相談ください。

*遺族年金・障害年金を受けている方には税金がかからないため、源泉徴収票は送付しません。
詳しくは、川越社会保険事務所（TEL242-2345）にお尋ねください。
問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL224-5764

学校給食材料 納入業者登録申請を 受け付けます

来年四月から平成二十二年三月まで、学校給食センターに給食材料を納入する業者の、登録申請を受け付けます。
受付期間：1月7日（月）～18日（金）、午前9時～午後4時
受付場所：学校給食課（菅間学校給食センター内・菅間一八・九）

提出書類：①川越市学校給食材料納入業者登録申請書②営業概要調査票③平成18年度分の納税証明書④平成19年度分の食品衛生監視票または立入検査票⑤平成19年11月以降の従業員の検便成績表（0・157を含む）
⑥営業経歴書
*①②の用紙は、学校給食課にあります。③について、市内業者は法人市民税または市民税、市外業者は法人税または所得税（その1）を提出してください。
問い合わせ：学校給食課・TEL223-6035